

受給者証ってどういうもの？



A. 障がい福祉サービスを利用するのに必要なんだ。

[障がい福祉のサービス](#)を利用しようとする、[「受給者証」](#)が必要になるよ。

受給者証は、各市区町村で発行されるんだよ。

身体障害者手帳や[療育手帳](#)を持っていても、この受給者証は必要なんだ。

なので、障がい福祉のサービスを利用しようとするときは、現時点で受給者証を持っていないければ、まず[受給者証を発行してもらうこと\(支給決定\)](#)がスタートになるよ。

サービスの種類によっては記載がない箇所もあるけれど、だいたい以下のことが載ってるよ。

- ・受給者番号
- ・利用者の氏名、居住地、生年月日(障がいのある子どもの場合は、当人と保護者のもの)
- ・障がいの種別
- ・交付年月日
- ・サービスの種別
- ・支給量等、支給決定(内容及び期間)
- ・事業所記入欄
- ・[上限管理](#)に関する事項
- ・[利用者負担](#)に関する事項

だいたいはこの9つが書かれているよ。

[相談支援の事業所](#)と契約しているなら、相談支援専門員さんが書いた「サービス利用計画書」が[支給決定の根拠](#)になるよ。

これだけのサービスが必要なので、必要量を支給してくださいとお願いするんだね。

その申請に対して、これだけ支給しましたよ、という証明書なんだね。

《[MENU](#)》

《[希望者が利用できるまでの手順は？](#)》

《[モニタリングって？](#)》